



## 安全衛生推進者養成講習会の開催について（令和5年度第4回目）

労働安全衛生法第12条の2により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては安全衛生推進者（又は衛生推進者）の選任が義務付けられています。また、最新の災害統計においても第三次産業の中で小売業等の労働災害が増加しています。従来の製造業・建設業・運送業等も含めて災害発生防止のために、是非この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和6年2月8日（木）9時30分～16時05分  
                   2月9日（金）9時20分～15時40分（2日目の開始時刻注意）  
                   ※初日は、本人確認のため9時15分から受付を開始します。9時30分からの講習に間に合うように早めにご来場をお願いします。
2. 場 所 小田原市民交流センター UMECO 会議室2
3. 講習内容
- 1) 安全管理（2H）
  - 2) 危険性または有害性等の調査 及び  
 その結果に基づき講ずる措置等（2H）
  - 3) 安全衛生教育（1H）
  - 4) 作業環境管理 及び作業管理（2H）
  - 5) 健康の保持増進（1H）
  - 6) 関係法令（2H）
4. 会 費 会員／12,540円（受講料11,470円、テキスト代1,070円含む）  
                   非会員／12,900円（受講料11,470円、テキスト代1,430円含む）
5. 定 員 24名（期間内でも定員になり次第締め切ります）
6. 申込方法 小田原支部HPからのNET申込み、または、申込書に所要事項を記入のうえ  
FAXにて1月30日(火)迄にお申込み下さい。（NET割引はありません）  
                   （公社）神奈川労務安全衛生協会小田原支部事務局  
                   FAX 0465-24-5820 (TEL 0465-24-1753)
7. 持 参 品 受講日当日に自動車運転免許証あるいはその他の証明書等（下記例示）をご提示  
                   いただき、ご本人確認をさせていただきます。
- ① 国の法律に定められた免許証（自動車運転免許証、衛生管理者免許証等）
  - ② 住民基本台帳（住基カード）、マイナンバーカード、住民票、戸籍抄本（謄本）
  - ③ 健康保険被保険者証（健康保険証）④ パスポート（旅券）⑤ 学生証、卒業証明書
  - ⑥ 外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書
  - ⑦ 平成28年2月1日以降に交付された当協会発行技能講習修了証
  - ⑧                "                   再交付技能講習修了証
- ※ 当講習会の受講及び修了者台帳に関する以外の目的で個人情報を流用することはありません。  
 ※ 申し込み後の取り消しは、テキスト発注の関係で2月2日（金）までにお願いいたします。  
 それ以後は、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。  
 ※ 修了証が協会本部発行のため氏名（戸籍上の漢字）、生年月日の正確な記入をお願いします。



### 「安全衛生推進者養成講習会」申込書（令和6年2月8日・9日）

事業場名 \_\_\_\_\_ 会員NO. \_\_\_\_\_ 住所〒 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

|  | 氏 名        | 生年月日（西暦） | 受講者現住所（〒を必ず記入してください） |
|--|------------|----------|----------------------|
|  | フリガナ<br>氏名 |          | 〒                    |
|  | フリガナ<br>氏名 |          | 〒                    |

会費振込予定日： 月 日 振込予定（振込手数料は貴事業場にてご負担下さい）

振り込み銀行： 横浜銀行／小田原支店 普通 0056462

名義人： 神奈川労務安全衛生協会小田原支部